

東日本各地に事業所を展開する申立会社について、旧緊急時避難準備区域内の工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業所で勤務させた際に支払った賃金相当額について、賃金分の労務を得ていたので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、従業員のために無理をして雇用を維持したものとして、支払賃金の8割について、賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	逸失利益（従業員給与・賞与相当額）
金額	金1613万168円
期間	自平成23年9月1日 至 平成23年12月31日
損害項目	除染費用
金額	金3万9800円
損害項目	弁護士費用
金額	金48万5099円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金1665万5067円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月23日

（仲介委員 関本隆史）